

平成 26 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス イ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 元 峯 夫
(J A S D A Q ・ コード 3423)

問 い 合 わ せ 先

役 職 ・ 氏 名 取 締 役 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 塚 田 正 春
電 話 03-3340-5500

単元株式数の変更および定款の一部変更

ならびに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更ならびに株主優待制度の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性を一層高め、投資家層のさらなる拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の単元株式数の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 4 月 1 日 (火)

(ご参考) 平成 26 年 4 月 1 日 (火) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数変更にともなうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後の定款
第2章 株式 (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 <u>< 新設 ></u>	第2章 株式 (単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>第7条の変更は、平成26年4月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、第7条の変更の効力発生日をもって削除する。</u>

3. 株主優待制度の一部変更について

(1) 変更内容

上記単元株式数の変更にともない株主優待制度につきましては、以下のとおり、変更いたします。

現 行	1 単元 100 株への変更後
対象株主様 毎年3月31日時点の株主名簿に記録された <u>1単元(1,000株)以上</u> の当社株式を保有されている株主様。	対象株主様 毎年3月31日時点の株主名簿に記録された <u>10単元(1,000株)以上</u> の当社株式を保有されている株主様。
優待内容 災害時に備える防災用品(非常食を含む)ならびに一般用品を含めた複数の品目(一律3,000円相当)リストの中から株主様が選ばれた優待品一品目。	変更ありません。

なお、従前通り、贈呈時期は、7月上旬の発送予定でございます。

また、社会貢献団体への寄付(3,000円分)の選択枝もご用意しております。期日までにご希望の優待品のご連絡をいただけない場合も、同額を寄付させていただく予定です。

(2) 変更実施時期

平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主様（平成 27 年 7 月上旬の株主優待発送）より、変更後の株主優待を実施いたします。

なお、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主様（平成 26 年 7 月上旬の株主優待発送）につきましては、現行の（変更前の）株主優待の内容で、株主優待を実施いたします。

以 上